

社会福祉法人萬年青友の会 役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人萬年青友の会（以下「当法人」という）定款第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものである。

（報酬等の支給）

第2条 役員等には、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 理事長及び常勤役員には、報酬を支給する。
- (2) 常勤以外の役員等が、理事会等会議・監査業務のための出勤した場合には、交通費等の実費を含めた定額の弁済・報酬を支払う。
- (3) 常勤以外の役員等が、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会出席以外で法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、報酬を支払う。なお、報酬額は、当該業務の難易度、必要となる時間（準備も含む）、及び得られる効果などを斟酌し、理事長が決定する。

（報酬等の額の算定方法）

第3条 理事長及び常勤役員に対する報酬の額は、別表1に定める額とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬等の額は、別表2に定める額とする。

（職員を兼ねる役員等への報酬の不支給）

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者には、会議等の出勤に係る弁済及び役員報酬は支給しない。

（報酬等の支給方法）

第5条 理事長及び常勤理事に対する報酬の支給時期は、毎月25日とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬等は、当該会議に出席した都度、並びに法人及び施設の運営のために業務にあたった都度に支給する。

（費用）

第6条 役員等の出勤に要する費用については、給与規程第22条の規定に準ずる額を支給する。

- 2 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

（報酬等の日割り計算）

第7条 新たに理事長及び常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 理事長及び常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、理事長及び常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、評議員会の議決を経て、別に定めることとする。

付 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

令和5年4月1日一部改定する。

令和6年11月8日一部改定する。

別表 1（理事長・常勤役員の報酬）

名 称	報酬月額
理事長	150,000 円
常務理事	300,000 円

別表 2（非常勤役員等の報酬）

理事

名 称	報酬日額
理事会等会議への出席	10,000 円
「決議の省略」による理事会等への出席	3,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000 円 ～30,000 円

監事

名 称	報酬日額
監事監査、理事会等会議への出席	10,000 円
「決議の省略」による理事会等への出席	3,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000 円 ～30,000 円

評議員

名 称	報酬日額
評議員会等会議への出席	10,000 円
「決議の省略」による評議員会等への出席	3,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000 円 ～30,000 円

評議員選任・解任委員

名 称	報酬日額
委員会への出席	10,000 円